

平成 3 1 年度 監 査 計 画

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 決 定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び東久留米市監査委員に関する条例（昭和 45 年東久留米市条例第 2 号。以下「条例」という。）等に基づく監査、審査及び検査を効率的かつ効果的に実施するため、平成 3 1 年度の監査計画を下記のとおり定める。

記

1 年間監査計画

（1）例月現金出納検査

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項及び条例第 9 条の規定に基づき、原則として毎月 2 5 日に実施する。

（2）定期監査

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに条例第 5 条の規定に基づき、9 月から翌年 1 月にかけて実施する。

（3）工事監査

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、5 月から 1 0 月にかけて実施する。

（4）財政援助団体等監査

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、1 1 月から翌年 2 月にかけて実施する。

（5）決算審査（基金の運用状況審査を含む）

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定に基づき、5 月から 8 月にかけて実施する。

（6）財政健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、6 月から 8 月にかけて実施する。

2 実施方法

平成 3 1 年度監査実施要領に基づき実施する。